視　察　報　告　書

２０１７年９月１５日　日本共産党　小田桐　たかし

　　　　　　徳増　　きよ子

　　　　　　植　田　和　子

■２０１７年７月２２日～２４日　千葉県自治体学校

■会場　青葉の森公園芸術文化ホール、植草学園大学

**●２２日**

**・記念シンポジウム：「住民参加で輝く自治体を」**

　国政における政治の私物化や改憲への動きのもとで、立憲主義を求める国民的なうねりが都議選等で表面化し、国民の願いに沿った政治が生まれる可能性や重要性、必然性について深めることができた。また大阪府・市内で吹き荒れる維新政治の下でも、住民自治否定の動きに対する党派や思想、信条の垣根を超えた住民運動が広がり、首長をも変えてしまった経験には驚かされた。

同時に、「限界集落」と一方的に指定された小さな自治体でも、様々な努力が積み重ねられていること、住民が話し合い、主体的に取り組み、地域を守りっている施策と歴史を豊かに聞くことができ、自治体における可能性や魅力、公務員が持っている役割を改めて感じることができた。

本市の場合、人口急増が注目されている一方で、市民数との比較で県内で一番職員数が少ない状況や、人口密度は高まっても人の心の結びつきはより弱まっている状況、本来やるべき課題を積み残し、深刻な財政状況をより多くの市民と共有し、共に考え、改善することの必要性をより強められた。

**・特別報告：千葉県いすみ市が目指す地域づくり**

　いすみ市は、１５７㌔平方キロ（流山市は３５㌔平方キロ）内に約４万人弱（流山市は１７万３千人）が生活している田園都市である。首都圏とはいえ、より都会への人口流出が止まらない中で、「ここだけ」「今だけ」「あなただけ」を目指し様々な取り組みを始めている。

　コウノトリをシンボルとした環境保全の取り組みは、今の自然環境の保全だけにとどめず、次世代へつなぐ取り組み、学校給食や農業体験、地元農水産物の積極的活用、観光などとも連動させている。

　観光都市でもないのに、観光に資金投入をしている本市の現状の見直しが必要と改めて感じた。同時に、地域にある原石を、地域にいるからこそ気づいていないことが多くあることから、地域住民の力で磨き合い、原石を宝に変える取り組みへの意欲がより沸いた。

**●２３日**

**・子どもの成長を保障する～子どもの育ち・保育・教育～**

　２０１６年の児童福祉法改正について、光の部分として、子どもの権利条約の最も重要な部分が総則に盛り込まれた（国際法である子どもの権利条約は１９８９年、国会で採択されるもの本は対応せず批准したのは１９９４年）。いっぽうで、影の部分として、「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う」の条文が新設された。この背景をしっかり学べた。

戦前、基本的人権が認められなかったことを反省し、教育も労働も社会保障社会福祉も権利を社会権として認め、社会が責任を負うことが明確にされ、教育基本法でも社会的責任を明らかにしており、「児童の保護者とともに」国自治体が育成責任を追うだけで十分なはずですなのに、さらに追記されている。

　この背景には、かつて教育勅語のように、人の考え方や生き方、そして家庭の在り方まで国家が関与してきたことを反省し、子育ては国家や行政が関わる公法領域の法律ではなく私人つまり家庭の問題として対応すべきとの考えから、教訓めいたその有様を解くことは自制されてきた。しかし、２０１６年の児童福祉法改正で、子育て自己責任論や家庭教育への国家介入する報告性が色濃く打ち出され、

同時に、２０１５年子育て支援法も、保育を「契約」で利用するというものに改定された。基本的考えは、事業者と親が契約してサービスが提供されるのであって、行政は親への「金銭的」支援のみにスリム化している。

　義務教育はそのような両者責任論で成り立っておらず、国と自治体に学校教育提供義務が課せられている。児童福祉法の改正は、親の自己責任を強調することで利用の契約化の流れと整合性を図ったものであることが理解できた。

児童福祉法の総則改正は、児童福祉法の原則である公的責任を骨ぬきにし、保育サービスの契約利用と市場化と符号を合わせた改正であったということ理解できる。

児童福祉法２条の②「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とする条文が残されたことを最大限生かしていくかが今後の課題だとわかった。

　また、児童福祉法、児童憲章がめざしてきた子どもの権利について、空疎な権利とならないように配慮すること、子どもの権利条約が認める子どもの意見表明権や思想良心宗教の自由など、子どもの権利が実質化するよう努力をつづけたいものです**。**

**・公共施設とまちづくり**

　公共施設は、豪華さや大規模さも一緒にされ、今日「ハコモノ」と揶揄され批判されている。しかし学校、図書館などは地域になくてはならないものであり、地域コミュニティに溶け込んだ共同の生活条件である。にもかかわらず、人口減少を前提に住民自治を無視した統廃合計画がトップダウンで進められている。

　大阪府阪南市では、公立幼稚園４園、公立保育所３園を統廃合し、子ども園に１本化させ、６３０人を集める計画を押し進められている計画には、子どもの目線、現場職員やや保護者の思いを完全無視した計画として驚かされた。

　本市の場合、市民ニーズや各公共施設の配置状況等が全く精査されず、首長トップダウンの施策展開が行われてきた。そのため、小山小学校は、開校５年で第１、第２の校舎増築が行われ、校庭も狭く、学校規模にも影響を与えている。またおおたかの森小学校も学校一つ分の校舎増築が行われた。駅前市有地は私立小学校に無償で貸し出す一方、区画整理区域外に公立新設小学校を新設し、急増する児童に対応する事態を迎えている。また、人口８万人規模でそれぞれ配置した公共施設が人口１７万人となる下で不足し、機能強化・再配置が求められているが応えきれていない。また施設の長寿命化の取り組みも積極的に実施されず、今後の財政負担が深刻になりかねない。

**・地方創生政策の現段階と自治体の課題**

　地方創生は地方再生と同じではなく、明治以来連綿と続いてきた国家の形＝国と地方、民間と政府の関係性を変えてしまう危険性について、認識を深めることができた。また、様々な制度に国主導で「競争」と「選択と集中」が持ち込まれていることの意味、背景をしっかり見ることの重要性を学べた。

　一方で、平成の大合併の下で、地域の核（役場や学校）をなくし、一気に疲弊している自治体がある一方、地方創生を活用し、地域住民、一番近い旧自治体や集落でともに力を合わせ、幸せに暮らせる地域おこし、仕事おこし、歴史や教育づくりに力を注いでいる姿勢に学ばされた。

　本市の場合、小学校単位のまちづくり協議会を導入したが、そもそも本市の学区規模では地域が大きくなり要求が一つにまとまらないこと、議会でも反対意見があったことなどからわずか３年で終了した。一方で神社を中心にしめ縄づくりや神輿、自治会による敬老会、地区社会福祉協議会による敬老会などが展開されていることから、市の取り組みと合わせて、地域にある様々な団体による主体的取り組みの融合が住民自治を展開していくうえで欠かせないと思われる。

・どうなる国保～地域で作る医療保険の視点～、

今まで各自治体で運営してきた国保だが、平成３０年度から財政運営の主体が都道府県になる。いわゆる都道府県単位化が始まるが、その中身を具体的に知ることができた。

そもそも、なぜ今さら都道府県に？と疑問が沸いていたが、理由は簡単だった。

「市町村の国保運営が大変だから。」とのこと。しかし、そうなった根本原因「国が１９８０年代から医療費抑制策で社会保険に出すお金を抑え続けた」ことには何ら答えを出していない。

医療費亡国論と言われていたそうだが、高齢者が増えて医療費がかかり、国が圧迫されるから国庫負担を抑制したそうだが、圧迫されると言うなら、そこにお金を使えばいいだけのことだと考える。ましてや、抑えたことで、重症化してもっと医療費は増えてしまい、悪循環になってしまっている。

社会保険には、医療保険、年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険の５つがあったが、医療費抑制策で、まずは介護保険だけ、ここから切り取られた。

そして医療保険制度改革関連法案で、いくつもの法案をいっぺんに通して、２０１５年５月２７日可決、成立。地域医療構想、地域包括ケアシステム、総合事業が始まり、地域で頑張れ、と言う中身に変わってしまったのだが、厚労省のOBからは「自己責任と助け合いに依存し過ぎている、理念としてまずいのではないか。」という声が聞こえている。また、官僚からも「安倍首相は、皆保険を堅持すると国会で答弁したが首相はよくわかっていない。」という話まで聞かれており、国民的目線が全く欠いた議論だと思った。

国保の都道府県化は、新たな医療費抑制策が始まろうとしている。

平成２９年６月１６日付けで厚労省から出てきた案の中に、「保険者努力支援制度」というものが盛り込まれた。これが、今までにない新しい内容とのことだが、正直中身はひどい。自治体で競争させて「医療費抑制を頑張って取り組みなさい、この価値観のレールに乗れば加算がつくよ（インセンティブの加算）、しかし、これに乗らなければ加算はつかないよ、お金はあげないよ」と言う内容に、一国民としても、大変な業務にあたっている市職員の立場を思うと本当に腹が立った。

また、都道府県の医療提供体制適正化の推進で、自治体病院のベッド数を減らすとか、病院の数の調整なども行うとのこと。使われていないベッドは、理由も聞かずに減らそうとする、そんな驚く話も出てきた。点数制にして、点数が高ければ自治体にお金が入る、とのこと。

例えば、市民に病院にかかるなという手紙を出せば加算、１ヶ月の間に２か所の眼科に行って同じ薬をもらってきたら指導して加算、など。自治体や都道府県は、やっぱり最下位にはなりたくないし、お金も欲しいから、医療費抑制に力を入れざるを得ない、とのこと。また、都道府県単位化で保険料が上がる自治体は、上がるところほど困っている、神経とがらせている、そんな話も聞いた。流山市も例外ではない。

安心して医療にかかれる体制作りは、安倍政権では無理だ、ということがより明確になった。

**●２４日**

**・社会教育・公民館の役割と地方自治**

　日本国憲法の施行７０年と同時に、教育基本法も施行７０年を迎える下で、改めて公民館の重要性を再認識できた。とりわけ、戦後、新憲法を国民に広げ浸透させる役目を公民館が担い支え、地域コミュニティの深化・民主化につながっている歴史には目から鱗が落ちる思いであった。

　一方、本市では、指定管理制度の導入、人口急増地域への新設計画の中止により、住民の自主的な取り組みの後押し、民主主義の体現、正義や真理を知る権利が希薄化され、自治力の低下を招いている。